

と考えられる。

5 本研究の限界と今後の課題

本研究では、TEEAを研究枠組みに用いて、児童福祉司の新任期の経験の意味付け方の変容過程とそこに影響を与えた心理的、社会的、環境的要因を明らかにした。調査協力者2名の個別性を提示出来た一方で、結果を統合的に把握するまでには至らなかった。この点は本研究の限界である。今後はTEEAの「1・4・9の法則」(安田ら2015b)を参考に、対象者を4名に増やして経験の多様性を把握し、9名によって径路の類型化を検証することが求められる。また、A自治体だけでなく他自治体の児相を対象を広げ、地域差の有無を捉える必要もあると考える。今後実施を検討し、次なる研究に活かしていきたい。

付記

本論文は、2022年度に日本福祉大学大学

方向づけ(SD)をバーンアウトの構成要素と見定め、児童福祉司のキャリアのなかで遭遇しやすい困難としてストレスケア等の対処法を含み検討することが望まれる。そして、社会的助勢(SG)が新任期の支えとなり、専門性発達促進要因となることを手掛かりとし、新任期における育成の在り方や研修等、個人の課題と捉えず組織的に対策を講じることが重要である。また、今後新たに児童福祉司となる者の他分野でのソーシャルワーク経験が新任期からストレンクスとして活かされるためには、子どもや保護者、その周囲を取り巻くあらゆる人々と協働する虐待対応の展開が望まれる。具体的には、サインズ・オブ・セーフティ・アプローチをはじめとして、いくつかの手法があるが、多くの児相ではこれらのアプローチは部分的な導入に止まっており、本研究で調査を行ったA児相も同様である。これらのアプローチが一部に止まらず、組織の専門性の基礎となること、児童福祉司が歩む実践の柱として位置付くことが重要

フランスの要支援児童の移行プロセスと家庭への予防的支援の取り組み

日本学術振興会特別研究員 安發明子

(要旨)

本研究の目的は、フランスにおいてすべての子どもを対象とした第一次予防から、要支援となる第二次予防へと移行する理由づけや手続きについてのプロセスを明らかにすることである。フランスでは、日本の民法にあたる市民法で定める「心配」を基準に、対象の子どもがいる家族に2人のソーシャルワーカーによる3ヶ月間の集中的な支援の提案が行われ、心配が残る継続的な支援の必要性が親との合意もしくは司法によって決定されることで要支援が成立することが明らかになった。専門職が子どもの権利が保障されているか心配がなくなるまで確認するプロセスが示された。

キーワード：フランス、第二次予防、子どもの権利

1 研究の目的と概要

フランスは2007年の児童保護の法律以降、家庭における具体的支援によって、子どもが望む限り親子分離をせず、子どもを取り巻く環境を整える予防中心の政策をとっている。第一次予防として、子どもに関わる公的機関に配置された専門職に、すべての妊娠中から18歳未満の子どもを対象として、子どもの権利が保障されていることを確認する役割を担わせている(連帯保健省、2019)。具体的には次のような場所である。

産科病院の多くは公立であり、産科専属の心理士とソーシャルワーカーがおり妊娠初期から社会面及び心理面のチェック義務がある。各区にある保健センター(PMI妊産婦幼児保護センター)には担当地区を持つ小児看護師がいる。

安發明子(あわあき)
日本学術振興会特別研究員。首都圏で生活保護ワーカーとして働いたのち2011年渡仏。すべての子どもたちがあわせな子ども時代を過ごし、チャンスがある社会をめざして活動している。 akikowawa.com

院社会学福祉学研究科に提出した修士論文「新任児童福祉司のゆらぐ経験の意味付け方の変容過程」に加筆修正したものである。

文献

- 尾崎新編(1999)『ゆらぐ「ことのできる力」誠信書房』
- こども家庭庁(2023)『令和5年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料』
- 佐々木大樹(2018)『児童相談所の役割変遷と課題』『京都市立大学大学院教育学研究科紀要』64, 277-289
- 鈴木清(2016)『2年目3年目児童福祉司の職業アイデンティティ形成について…質的データの分析から』『横浜市立大学国際文化研究紀要』23, 23-52
- 高橋重宏、才村純、山本恒雄、ほか(2010)『児童相談所児童福祉司の専門性に関する研究(主任研究者高橋重宏)』『日本子ども家庭総合研究所紀要』47, 3-61
- 安田裕子、サトウタツヤ(2015a)『ワードマップTEEA理論編』新曜社
- 安田裕子、サトウタツヤ(2015b)『ワードマップTEEA実践編』新曜社

保育施設は民間機関が多いが、保健センターの抜き打ちチェックを受ける上に医師と心理士が毎週半日ずつ来て心理的身体的状況を確認しており、3歳からは義務教育である。図1「パリ県の要支援、要保護の子どもの支援形態」の左下「第一次予防」が該当部分である。パリ県の6歳から12歳の子どもの10%が学校ソーシャルワーカーによる継続的な支援を受けている(OPPE 2021)。パリ市と記載されることが多いが、児童保護は県の予算と権限であるため、この論文においてはパリ県と記載する。

第二次予防は日本の「要支援児童」にあたり、「心配」があるため予防として専門機関による継続支援の対象となることを指す。

判断に利用される「心配」の基準とは、先の2007年の法律で「悪い扱い(matraiance)」から置き換えられたもので、日本の民法にあたる市民法375条が該当する。「子どもの健康、安全、精神面が危険やリスクにさらされているか、子どもの教育的、身体的、情緒的、知的、社会的発達状況が危険やリスクにさらされている場合」である。図1にあるように、予防(リスク、要支援)45%と保護(危険、要保護)55%の対象となっている児童数は約半々であり、全国的にも未成年人口の1%ずつである(DREES 2022)。本研究の目的は、第一次予防から、第二次予防へと移行する理由づけや手続

をしてる。

3 調査結果

(1) 「心配」の連絡の9割は公的機関の専門職から

第二次予防である専門機関による継続支援は学校や病院などで勧められ親が希望して開始されることもあるが、「心配な情報 (IP Information Préoccupante)」が起点となることが大半である。IPをするのは主に学校など第一次予防を担う機関の職員であり、児童相談所 (以下、ASSE) から独立した機関である県の「心配な情報統括部署 (以下 CRIP La Cellule de Recueil des Informations Préoccupantes)」に連絡する。CRIPでは、児童保護分野で中心となる国家資格エデュケーターやソーシャルワーカーや小児科医などの専門職が情報の整理をし、判断のための手続きをする (社会福祉家族法 以下、CASF L226-2-2)。必要であれば司法の判断を仰ぐことも役割である (CASF L226-3)。

全国民が「心配」な状況について連絡をする義務があり、連絡しない場合は刑事訴追される可能性がある (刑法 L34-3 懲役3年と550万円の罰金)。「心配」の判断はCRIPに任せ、まずは連絡する必要性について認知させるための活動もCRIPは担う (CASF

する研究 (Serie 2009) 親子の関係性の断絶リスクがある親子分離ではなく、親と専門職が協働する児童保護のあり方についての研究 (Meyer, Stella, 2021) がなされている。本論文においては、第二次予防への移行について示すことを目指す。

3 研究方法

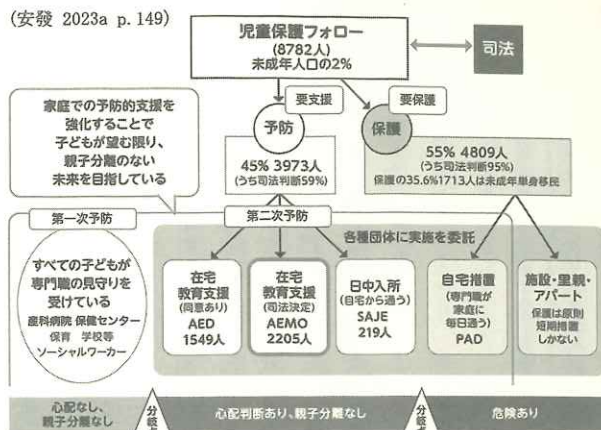
(1) 調査対象と調査方法

第二次予防への移行プロセスを担うパリ県の「心配な情報統括部署 (CRIP)」の責任者にヒアリング調査をおこない、資料を収集した (ヒアリング日時 A 2020.2.25, B 2021.2.8)。また、第二次予防を主に担う在宅教育支援機関にて資料調査をおこなった (調査実施時期 C 2021.6. D 2022.10)。在宅教育支援とは、民間機関が県の児童保護予算で実施し、国家資格を有する多職種チームで最低月5時間から毎週家庭に通い、家族の構成員それぞれの課題解決を支え「心配」がなくなることを目指す支援であり、第二次予防の94%がこの支援方法である。全国で同じ支援が行われ、「社会的教育」分野と称される。親の同意による在宅教育支援はAED、子ども専門裁判官の命令による場合はAEMOと呼び、パリ市では2020年12月31日時点でAEDを受けている子どもが1,549人、AEMOが2,205人である。支援内容は同じで

専門職は心配な情報をCRIPへ連絡する前に家族に「心配な情報」を連絡することについて伝える。

第一次予防の内容については既に記述があるが (安發 2023b) 例えば学校には以下のような予防の役割を求めている。3歳からの義務教育において、健康診断では身体面だけでなく心理、愛情面、学習面のチェックも義務づけており (公的健康法 R2132-1)、「気になる症状がある際は解決までを学校の専門職チームが見届けることを求めている (教育法 L541-1)。「家族の持つ資源と子どもの置かれた環境についてまず働きかけを行う。親が直面している困難を理解すること、そして状況に適した安心して利用できる支援を紹介すること、紹介だけでなく実行し親が教育的責任を全うできるように支える」 (CASF L112-3) と定められているため、学校の専門職チームは気がかりなことについて家族との協働を試みる。パリ県の場合PEPSというオンライン上のソフトウェアで家族と関わりのある公的機関の担当者の一覧が表示されるので、家族に了解を得た上で区の福祉事務所や公営住宅のソーシャルワーカー、保健センターなどと即日連携が可能である。「心配な情報」があった子どもの57%は既に第一次予防の機関の担当者が継続支援している家族である (A)。

図1 パリ県の要支援、要保護の子どもの支援携帯 (21才未満)



統計データはパリ市(2020年12月31日における該当者数)

2 先行研究

既にフランスの児童保護政策の歴史的経緯と制度の概観についての研究 (三輪 2015)、虐待予防としての子育て支援策や虐待発見時の対応についての研究 (加藤 2013)、強制的な介入より家族支援を優先する近年の傾向について研究の蓄積がある (島山 2018)。また、フランスにおいても、保護を決定する根拠に関

あるが、この調査ではAEMOを対象とする。パリ県に5つあるAEMOのうち一番多くの子どもを担当している機関にて裁判の判決文や裁判に提出する支援報告書を閲覧した。この機関は近隣県も含め1万1,000人の子どもを900人の職員で対応している。今回はパリ県を調査対象としているので、他県においては運用面において差異がある可能性がある。

(2) 倫理的配慮

フランスにおいては調査にあたり、調査先機関に調査計画書を提出し、機関の代表者と内容について精査し、承認が得られたら、機関が用意する「観察調査契約書」に調印するのが一般的な流れである。本研究においても機関代表と契約書の締結という方法を経て調査を実施している。機関名は事例の特定につながらないよう匿名であるものの、契約時期は2021年5月と2022年9月である。調査先についての配慮としては、調査対象となる家族への直接の聞き取りはないが、職員と対象家族に対し口頭で、調査目的で資料を閲覧し研究に使用すること、研究概要と倫理的配慮、知り得た情報の用途について説明し同意を求め、同意撤回が可能であることについても説明をしている。記録からは個人情報に関わる情報を除外し、執筆時には固有名詞を変更するなど個人が特定されない配慮

があるが、この調査ではAEMOを対象とする。パリ県に5つあるAEMOのうち一番多くの子どもを担当している機関にて裁判の判決文や裁判に提出する支援報告書を閲覧した。この機関は近隣県も含め1万1,000人の子どもを900人の職員で対応している。今回はパリ県を調査対象としているので、他県においては運用面において差異がある可能性がある。

(2) 倫理的配慮

フランスにおいては調査にあたり、調査先機関に調査計画書を提出し、機関の代表者と内容について精査し、承認が得られたら、機関が用意する「観察調査契約書」に調印するのが一般的な流れである。本研究においても機関代表と契約書の締結という方法を経て調査を実施している。機関名は事例の特定につながらないよう匿名であるものの、契約時期は2021年5月と2022年9月である。調査先についての配慮としては、調査対象となる家族への直接の聞き取りはないが、職員と対象家族に対し口頭で、調査目的で資料を閲覧し研究に使用すること、研究概要と倫理的配慮、知り得た情報の用途について説明し同意を求め、同意撤回が可能であることについても説明をしている。記録からは個人情報に関わる情報を除外し、執筆時には固有名詞を変更するなど個人が特定されない配慮

子どもに関わる公的機関の専門職が子どもの権利を保障する役割を担っており、「心配」という証拠を必要としない予防的な基準を定め、連絡先が明確であり、全市民に連絡義務があり、児童保護目的であれば守秘義務から外れることが工夫されている点である。図2は「心配な情報」の連絡以降の流れを示したものである。

(2) 「心配」に対する集中的な支援の提案と調査

「心配な情報」がCRIPに寄せられると、まずCRIPで割り振りをする。危険がある場合は、子ども専門裁判所の検事に伝達し、検事が24時間以内の保護を命令し、児童相談所ASEが警察未成年保護班が迎えに行く。その後2週間以内に裁判を行うので、その間にASEと警察未成年保護班は調査を行う。子ども専門裁判所は1945年に設立されたもので、子ども専門裁判官は裁判官資格を得た上で2年間、少年院や児童保護施設での実習を含む児童保護と非行分野の養成を受けている。また、裁判官は自身が担当する子どもの措置や委託先の機関を毎年一度半日訪問して職員と意見交換すること、子どもにとって適切な機関を選択できるようにしている(CRIP, 2021 C)。ASEは県が運営し、担当1人で26人の子どもの、十数家庭を担当する。親からの依頼がない限りは裁判官

の親子分離の判断があつて初めて、子どもの受け入れ先を見つけるために親子に接触する。児童保護期間内の子どもの経過のフォローと、帰宅に向けた親支援が役割である。ASEは2週間の緊急一時保護の際の調査、成人に対する措置延長を除くと、未成年について調査も判断も担わない。保護措置は原則半年から一年の「一時的」な対応であり、長期の親子分離は行わないことになっている。保護の場合も近年では子どもが自宅にそのまま専門職が自宅に通い家族全員に関わる「自宅措置(PAD placement a domicile)」が優先されている。

危険はないが「心配」がある場合、3ヶ月以内の集中的な支援により「心配」がなくなることを目指される(CRIP, 2020 A)。パリ県の場合、福祉事務所や学校のソーシャルワーカーが担当ことが多いが、2つの機関の、2種類の異なった専門職が中心となること、普段その家族と関わりがない専門職が担当することをCRIPは求めている。同居している全ての未成年を対象とし、子どもに関する情報を集め、提案した支援について親が受け入れる可能性を判断し、CRIPに報告書を提出する(CASF, I226-3)。担当者2人が、家族それぞれに会い、関係機関と協働し、民間も含めた地域資源につなげて状況の改善を目指す。手順についてはフランス保健省が詳細に定めている。この任務を担当する

専門職は全国から同じ継続研修を受け、県による差や個人差が起きないようにしている。最終的に3ヶ月以内に提出される報告書には主に次の内容(表1)が記載される。

パリ県の2020年のデータでは、「心配な連絡」があつた4942人の子どものについて、2192家庭に「集中的な支援の提案と調査」をし、35%が心配がなくなるか、そもそも心配ではないとしてCRIPが第一次予防に引き継ぎ、対応が終了している。残る20%は親の同意のもと在宅教育支援、21%は福祉事務所や保健センターなどによる継続支援が開始された。CRIPが対応したうちの31%は子ども専門裁判官の判断を仰いでいる(CRIP, 2021)。

在宅教育支援は市民法375-12条の「常に可能な場合、未成年はそれまでいた環境に居続けなければならない」としてCASFL 222-3条が法的根拠である。目的としては「子どもが根本的に必要とするもの、すなわち子どもの身体的・愛情・知的・社会的な成長を支え、健康・安全・精神・教育が守られること、それらを得る権利が尊重されることの保障を目的とする」と定められている(CASF, I112-3)。フランスの労働者は週35時間勤務であることから、子ども一人に月5時間対応が必要である場合、会議などの時間も考慮し、一人の専門職が支援する子どもの数は26人という計算になり十

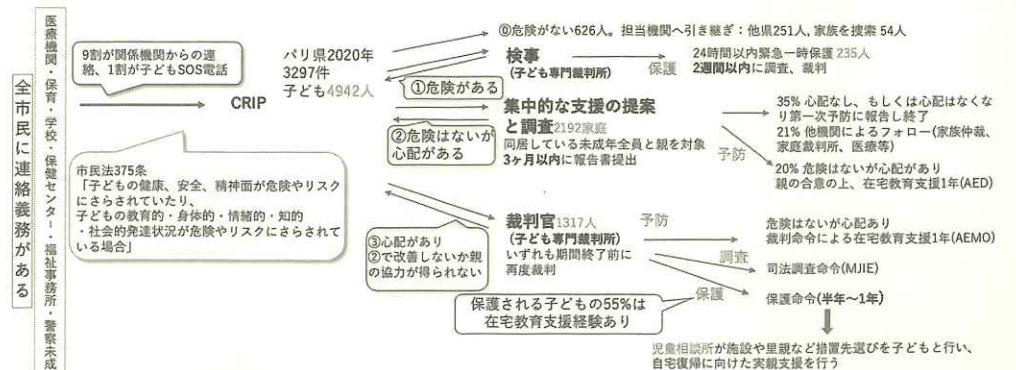
数家庭に相当する。必要に応じて、月10時間など多く割り当てられる子どももいる。半年か一年ごとに更新の判断をする。

(3) 子どもの権利を守るための司法の利用

裁判官の判断を仰ぐことができる条件は「いかなる社会的支援も十分機能しなかった、家族の拒否や協力が得られず支援ができなかった、心配が残るのに状況について調査しきれない場合。裁判官はすべての社会的支援を試したことを確認する」と定められている(CASF, I226-3)。パリ県には各区に一人ずつ子ども専門裁判官がいる。パリ県の保護の95%、第二次予防の59%が司法命令によるものであり、半年や一年の命令期間が終わる前に裁判を再度実施することと心配がなくなるまで裁判官が見届ける。司法命令による在宅教育支援(以下、AEMO)の資料を見ると、CRIPから裁判所への連絡後1ヶ月以内に裁判、数日後にAEMOにメールで命令文が届いている。第二次予防の場合は裁判官が委託先機関を指定するのでASEは関与しない。AEMOと裁判官は子どもの対応について日々電話でやりとりをしているため、裁判官はAEMO各機関の空き状況を把握している。

より詳しく状況を知る必要がある場合、裁判官は司法的調査命令を出し、県の児童保護予算

図2 「心配な情報」の連絡以降の流れ



(出所: CRIP, 2021 B 調査をもとに筆者作成)

で民間が担う司法的調査の専門機関(以下、MJIE)が3ヶ月または6ヶ月の支援と調査を行い、裁判官に適切な支援方法を提案する報告書を提出する。

(4) 具体的事例をもとにした検証

第一次予防から第二次予防に移行する流れ、支援内容について一事例を取り上げて検証する。マノン(仮名)という女性を例にとる。この事例を選んだ理由は、兄弟がおらず一人の状況に注目できる点と、MJIEなど第二次予防に移行する経緯を複数経ているので流れや判断の理由を知ることができるからである。事例の流れについては表2に示した。

マノンの「心配な情報」は、15歳のとき高校のソーシャルワーカーから「暴力を振るっている場面や喫煙場面を撮影したビデオがSNSに流れているという指摘が生徒からあつたこと、騒いで授業を中断させる、挑発的で落ち着きがない」という内容だった。学校は性的健康センターに連れて行くなど具体的な支援を実施してきていることを記録している。

マノンについて記録を遡ると、14歳のときにも学校からの「心配な情報」を契機として、集中的な支援の提案と調査、親の同意による在宅教育支援AEDが実施されている。公立病院が運営し無料の心理ケアを受けられる「ティーン

マノンの事例により、学校が第一次予防として他機関と連携した支援の試みを実施し、なお心配があるためCRIPに連絡をし、3ヶ月の支援に続く第二次予防のAED（親の同意あり）が実施され、また再び学校からCRIPへの連絡があり、今度は司法命令によるMJIE、結果的に司法命令による第二次予防のAEMO実施という流れを確認することができた。問題行動について退学や施設入所など強制的な隔離や分離ではなく、両親の親役割を支え、子どもの権利を保障する試みがなされていることがわかる。マノンの状況について中心となりケアをコーディネートする機関がその時々で明確である様子も確認された。一方で裁判の実施などいくつかの機関が関わることで数週間ずつの「待ち」が生じ、第一次予防の学校の負担期間が長いデメリットがある。マノンは外国の祖父母宅に転居することを決め高校を移り、状況が落ち着き高校のソーシャルワーカーに引き継いでAEMOが終了した。

「心配」という言葉は「虐待」に比べ、子どもの成長のために良い環境を保障することに関心を持つ視点であることから親との協働が築きやすい。かつ、第一次予防を担う専門職が対応するべきことがらであるという位置付けであり、親だけに責任を求めないものである。広い対象に向けた早期から子どものための環境整備をするというアプローチは専門職の実践知から導き出された戦略である可能性がある。事後対応になることでは子どもの権利は守られず、専門職にとってはより支援が困難になる。そのため、子どもの心理面やウェルビーイングの状態に着目し、不登校や家出、子ども同士の暴力なども取りこぼさずに支援ができる仕組みにすることで子どもの権利が確実に守られることを目指すソーシャルワーク実践の試みであると言えることができるのではないだろうか。

5 まとめ

本研究において明らかになったことは、フランスにおいて「心配の情報」がCRIPに届き、3ヶ月間の集中的な支援の提案と調査が行われ、それでも心配が解決されず親との合意のもと、もしくは、司法による判断をもとに継続的な支援の決定が行われることで要支援の必要性が確

注

1) <https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT00000823100/> (2023.10.25最終閲覧)
2) 日常的な感覚を基準とすることを重視しているため「憂慮」ではなく「心配」とp.96。

表1 「心配な情報」に続く集中的支援と調査の報告書に記載される内容 (CRIPへの調査B)

1. 生活環境、社会的・文化的状況：経済状況、家族の歴史、子どもの生活の状況、いつ誰と生活しているか、住居と子どものための空間、家族の状況と近隣や親族の支えの有無。
2. 健康と子どもの成長：子どもの成長の状況と健康、必要な医療にかかっているか。
3. 親としての役割の実践状況：両親各々の状況、両親のパートナーとしての状況（進行中の手続き）、両親が子どものニーズを把握し応えられるか、兄弟の関係性、家庭環境、子どもそれぞれが誰と愛着関係を築いているか、親の子どもへの教育的な関わりと親子関係。
4. 外部からのサポートに親は参加できるか：心配な情報の内容と現状理解を共有し話し合え、解決方法を共に探し、家族は外部のサポートを受け参加することができるか。
5. 状況の特徴と目的の決定：危険と保護の必要性の特定、子どもの希望、親の希望。子どもの成長への影響、子どもへのインパクト。
6. 結論と、サポートの提案もしくは保護措置の提案：子どもが表現する希望、親の希望、専門職による評価、今後サポートを必要とする場合は目的の特定、または措置の提案。

表2 (マノンの事例) 「心配な情報」の連絡から、支援終了までの流れ

2019年10月 学校からCRIPへ「心配な情報」の連絡、集中的な支援の提案と調査 (15歳)
2020年2月 子ども専門裁判所によるMJIE 6ヶ月間の命令、MJIE実施
2020年12月 子ども専門裁判所によるAEMO開始の決定 (コロナで裁判時期遅延) (16歳)
2021年1月～2022年1月 AEMO実施 (第二次予防、要支援)
2022年2月 AEMO終了

エイジャーの家」や、公立の精神科病院により各区に設置されており親子のケアを担う心理医療センターにも行き始めたが、継続的なケアには至らなかったものの心配な状況は解消されたとしてAEDは終了している。この経緯があるため、15歳のとき子ども専門裁判官は6ヶ月間のMJIEを命じている。

MJIE命令の判決文に目的は「マノンと親を支える方法を探すこと」と記載されている。半年間の支援で解決には至らなかったが、23ページにわたる報告書には「安定していて頼りにできる教育的なロールモデルとなる大人がマノンに必要」とAEMOを提案している。

次にMJIEの報告書 (MJIE 2020) より抜き書きし、支援の経過を振り返る。

学校からの報告は「攻撃性は悪化している、母は手におえないと心配しているが、対応は表面的にすぎず家族から離れた方がいいのではないかとあり、病院からの報告は「依存性物質の摂取による入院や自殺未遂があった」とある。両親との合計9回の面談結果

として「両親は学校からの電話が着信拒否になっており、マノンを学校の被害者であると認識している」「両親間が離別と同居を繰り返していること、離婚の理由を夫婦間の問題ではなく『マノンのため』と子どもに責任を負わせている」と書かれている。両親ともに「問題は我々だとわかっている」と罪悪感を表現しており親としての役割を放棄してはいないものの、親としてできることについての話し合いを提案しても参加しないと記録している。マノンは母について「外面を気にして、自分が入院したときも周りには旅行と話していた」「私の苦しみを認めたことがない」とし、父について「自分の悩みで手一杯で、私にはプレゼントをあげられない」と思っている」と言い、学校については「これまでしてきたことは、退学になりたいから」と言いながらたくさん泣いていたと記されている。マノンは寮や施設に入る提案も心理士によるケアも断わった。全員と面談した心理士によるそれぞれの診断結果も記載している。この報告書は家族とも中身を話し合っており書かれている。

裁判はまず裁判官が子どもと1対1で10分ほど話した上で両親やMJIEの担当者も出席して行われる。子ども専門裁判官はMJIEの報告書とマノンから直接聞いた意見をふまえ、AEMOを命令した。その判決文には「マノンは

- 3) L'aide sociale à l'enfance ASEMの直訳は「子どもたちの社会的支援」。日本に似た機能を担う機関は児童相談所である。
- 4) 社会福祉家族法 CASF Code de l' action sociale et des familles.
https://www.paris.fr/pages/prevention-et-protection-de-l'enfance-80 (2023.10.25 最終閲覧)
- 5) https://www.has-sante.fr/jcms/p_3120418/fr/evaluation-globale-de-la-situation-des-enfants-en-danger-ou-risque-de-danger-cadre-national-de-reference (2023.10.25 最終閲覧)
- 6) AEMO Aide éducative en milieu ouvertの直訳は「開かれた環境内での教育的支援」であるため、育成養育扶助ではなく在宅教育支援とする。教育とは生きるためのノウハウ、社会内で生きるための力を身に

「トナリ」を指すこと (2022.6.1「AEMO (直訳)」。

引用文献

- 安藤明子、NONNO 『一人ひとりに届ける福祉が支えるトナリ』NONNO『家族』かもがわ出版
- 安藤明子、NONNO 『トナリの子育て支援制度』トナリ研究社『社会福祉学評論』第27号
- CRIP, 2021, Traitement des informations préoccupantes sur le territoire parisien.
- DREES, 2022, L' aide et l' action sociales en France.
- 豊山由佳子、NOËL 『社会的養護等の子どもに対する社会サービスの発展に関する国際比較研究—循環型発展プロセスの課題と分析』、研究代表木村容子、加藤佳子、2013、「フランスにおける児童虐待への取

- 「親た」 The Japan Association of Legal and Political Sciences.
- Meyer, Stella dir, 2021, Parentalité (s) et après ?, Eres.
- MJIE, 2020, Rapport d' MJIE - Juge des enfants Au Tribunal pour enfants de Paris
- 連井栄健、NOËL 『stratégie nationale de prevention et de protection de l' enfance 2020-2022.』
- 川輪和裕、NOËL 『トナリ』トナリ児童虐待防止制
- 版』『トナリ』E27#0024917
- OPPE, 2021, Schéma parisien de prévention et de protection de l' enfance, 2021-2025.
- Serre, Delphine, 2009, Les coulisses de l' Etat social, Raisons d' agir.

児童養護施設における恋愛・交際・性行動への支援の現状について

—職員へのインタビュー調査による支援過程の分析—

長野県飯田児童相談所 金子愛果
日本福祉大学社会福祉学部 山崎康一郎
大阪人間科学大学心理学部 荒屋昌弘

要旨

児童養護施設入所児童の恋愛・交際・性行動への支援状況を明らかにするため、職員へ半構造化面接調査を行い、支援の展開過程を分析した。支援には、肯定的に捉えると同時にリスク

金子愛果 (かね あいか)

長野県飯田児童相談所・児童福祉司。

日々たくさんのことを学び、吸収して仕事に励んでいる。社会的養護の子どもたちと、施設職員や児童相談所職員等、関わる大人との関係性に関心がある。日本福祉大学社会福祉学部卒。社会福祉士・保育士。

山崎康一郎 (やまざき こういちろう)

日本福祉大学社会福祉学部 博士・小児発達学。

障害児入所施設、大阪府社会福祉職等を経て現職。心理治療的な生活支援に関心がある。公認心理師・臨床心理士・社会福祉士・保育士。

荒屋昌弘 (あらいまさひろ)

大阪人間科学大学心理学部 修士・人間科学。

児童養護施設勤務を経て現職。児童養護施設における支援及び支援者への支援に関心がある。公認心理師・臨床心理

を回避する方針のもと、ある程度の基準を抛り所に認識や価値観を共有して教育的支援を行うつつ、日々の関わりの中で異変を察知し全人格を用いて向き合うことが求められる。この両極の支援が必要とされ、矛盾を孕んだ中で常に模索し続ける状況があるのだ。

1 研究の背景および目的

(1) 思春期・青年期の恋愛の発達および関係性における特徴と問題

養育者との基本的信頼を基礎とし、他者との親密さへと移行する思春期・青年期において、恋愛はアイデンティティ確立の重要な契機となる。青年期は実際に交際し親密な関係を作っていく時期で(伊福・徳田2008)、恋愛関係を構築し維持することは、人格発達や日常生活に強く影響を及ぼす(松井1996、訥摩1986)。ただ、青年期の恋愛関係は、アイ

デンティティが未確立であるため、自分自身に関心が集中し、結果として未熟な恋愛関係を構築してしまい、恋人との平等かつ適切な距離が欠如するという特徴がある(吉岡他2015)。また、恋愛は制御困難な性的側面をあわせ持つ。青年が性に対して許容的になっているため、交際している相手との性のあり方が、具体的に切実な問題になり、高校生の性交は、身近な大人に対する不適応によって生じた逃避行動としての意味を有し、セックスは家庭や学校からの逃げ場として心理的に機能している(松井1996)。

関係性についてみると、回避型愛着スタイルの人は、他者との親和、愛着的な相互作用を避けたがり、アンビバレント型愛着スタイルの人は関係への不安が高く、他者から必要以上の親密さを獲得しようとし、現状の親密さを過小評価しやすい(金政・大坊2003)。また、一部のDVやアルコール依存症の問題を持つ者は分離を拒絶し、共依存と呼ばれる関係を構築する(小松原2019)。共依存者には、他者支配、他者との境界線の欠如、低い自己肯定感等の特徴があり、その要因は乳幼児期における養育者との関係や環境にあり、生活の中で人と対等な立場に身を置くことが苦手である(柿澤2020)。このように、恋愛や性的な行動(性行動と表記)は健全で対等な対人関係を形